

2024年度の
締めくくり！

サロンえぐち

第3回

テーマ 「相続財産から相続制度を考える」

【概要】

民法で相続とは「死者の生前に持っていた財産上の権利義務を他の者が包括的に承継すること」と定義されます。そして、誰にどのような財産を承継させるかは財産を持つ者が生前に遺言で決めておくことが原則となり、決めていなかった場合に限り、民法に従うこととなります(法定相続)。

しかし、財産の中には遺言で決めることのできない権利義務(一身専属権など)や、決められるものであっても、民法によって一定制限されるものもあります(遺留分)。さらに、財産の中には法律で特別な承継方法を定めているものもあります(祭祀財産)。

今回のサロンでは、相続財産について検討することで、現代社会で生じている相続制度の問題点を皆さんと考えようと思っています。

【日程】

2025年3月18日(火) 14:00~16:00(予定)

【会場】

埼玉学習センター9F 第4講義室

【定員】

20名(先着順)



申込・お問合せは・・・

放送大学 埼玉学習センター

 048-650-2611

 saitama-sc@ouj.ac.jp

まで。皆様のご参加をお待ちしています！



担当教員:江口 幸治
埼玉大学准教授/
埼玉学習センター客員准教授